

② 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が增大している現状を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料は以下のとおりで、基準保険料額（年額）は66,600円になります。

（参考：第7期（平成30年度～令和2年度）の基準保険料額 71,400円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.3	19,980円	
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	33,300円	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.7	46,620円	
第4段階	町民税課税世帯で本人に	前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	59,940円
第5段階	町民税が課税されていない	前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.0	66,600円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	79,920円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	86,580円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	99,900円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上の方	基準額×1.7	113,220円

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

介護保険料の納め方

■ 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■ 65歳以上の方の保険料

○ 受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○ 受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町指定の金融機関、コンビニ*等です。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場

合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

■ 令和3年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。